

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>当センターのエレベーターは、開発校訓練エリア行き（西側）と寄宿舍行き（東側）の2基があり、身体に障がいのある車椅子利用者や緊急時のベッド利用者を想定した大型・身障者用エレベーターを導入し、エレベーター遠隔閉じ込め救出システム及び地震時自動診断・仮復旧システムを採用している。</p> <p>また、寄宿舍利用、緊急時利用等、当センターの特殊性により、エレベーターは休日・夜間の使用も想定されることから、365日24時間の運行管理が必要であり、遠隔監視・診断システム（リモートメンテナンス）の稼働が不可欠である。</p> <p>さらに、エレベーターは建築基準法第12条における特定建築設備等として、有資格者による法定点検が義務付けられているため、通常の運行管理と法定点検実施を一括して業務委託することにより、経費の節減が可能となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当センターのエレベーター遠隔閉じ込め救出システム及び地震時自動診断システムは、エレベーター製作会社（株）日立製作所のみが有する独自の技術仕様であり、同程度の技術レベルを有していても、他社による代替対応は不可能である。</p> <p>また、遠隔監視診断システム（リモートメンテナンス）は、当該エレベーターの各種データを利用するため、エレベーター製作会社の系列会社にしか運用が許されていない。</p> <p>（株）日立ビルシステム中部支社名古屋支店岐阜統括営業所は、（株）日立製作所のエレベーター運行管理部門を担当する系列会社として、当センターが所在するエリアを管轄する唯一の者であり、当センターのエレベーター保守点検業務は、同営業所に委託する以外にない。</p> <p>なお、同営業所にはエレベーターの法定点検実施有資格者が多数在籍し、法定点検を同時に行うことが可能である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。